

ごみ処理場（上真崎区）について都市計画を変更しました

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更（県知事同意 平成 30 年 3 月 2 日）したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により平成 30 年 3 月 15 日に告示しました。

当該都市計画の図書については、同条第 2 項の規定により、川崎町企画情報課で縦覧します。

都市計画の名称

筑豊広域都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（川崎町決定）

【問い合わせ先】

企画情報課 （電話番号 0947-72-3000 内線 300・301）